

期日前投票

投票日に仕事や旅行、冠婚葬祭などの用事で投票所に行けない方は、期日前投票所で投票日前でも投票することが出来ます。期日前投票所は、以下のとおりです。

期 日 前 投 票 所	投 票 期 間	投 票 時 間
西ノ島町役場 交流室	1月25日(水)～28日(土)	午前8時30分～午後8時
高齢者活性化センター(倉ノ谷)	1月26日(木)	午前9時30分～午前11時30分
三度も一も一館(三度)	1月26日(木)	午後1時30分～午後3時30分

※高齢者活性化センターは第1投票区(宇賀・倉ノ谷)、三度も一も一館は第9投票区(赤ノ江・三度)に住所がある方が対象となります。

不在者投票

次の方は、1月25日(水)から1月28日(土)までの期間中に不在者投票ができます。
(事前に手続きが必要です)

- 仕事や旅行などで、選挙期間中、選挙人名簿登録地以外の市町村に滞在している方
- 不在者投票ができる施設として指定を受けている病院や老人ホームに入院又は入所している方
- 身体障害者手帳又は戦疾病者手帳をお持ちで、法令で定める重度の障がいがある方、介護保険の被保険者証に要介護5の記載がある方(郵便等による不在者投票ができます)等

※郵便等による不在者投票を行う方は、予め選挙管理委員会まで郵便投票証明書の交付を申請してください。
※不在者投票のための投票用紙等の発送は、1月22日(日)からとなります。

選挙人の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症対策へのご協力をお願いいたします。

- マスクの着用をお願いいたします。
- 手指のアルコール消毒にご協力ください。
- 過密防止にご協力ください。

期日前投票をされる方へ

郵送する入場券の裏に「期日前投票宣誓書」欄を設けています。期日前投票をされる方は、予め期日前投票宣誓書をご記入いただくことで、投票がスムーズに行えます。

注 意	
1. 投票当日に表書きにある投票所で、この入場券を名簿対照係に提示して、投票用紙の交付を受けてください。	
2. この入場券は、本人以外の方が使用してはけません。	
3. 投票の当日までに投票資格が無くなった方は、この入場券が届いても投票できません。	
●期日前投票をされる際に、以下の宣誓書をあらかじめご記入していただきますと、受付が早く済みます。	
期日前投票宣誓書 令和 年 月 日	
私は、選挙の当日、次の事由に該当する見込みであり、以下の記載が真実であることを誓います。	
氏名(自署)	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
現住所	※表面の住所と同じ場合は記入不要
期日前事由 ※該当するいずれかの <input type="checkbox"/> にレ印を記載してください。	
<input type="checkbox"/> 仕事等	仕事、学業、地域行事の役員、本人又は親族の冠婚葬祭、その他
<input type="checkbox"/> 旅行等	(投票区域外に)外出・旅行・滞在
<input type="checkbox"/> 病気等	疾病・負傷・身体障害等のため歩行が困難
<input type="checkbox"/> 住所移転	住所移転のため、本町以外に居住
<input type="checkbox"/> 天災等	天災又は悪天候により投票所へ到達することが困難
[当日に投票される方は記入しないでください。]	
西ノ島町選挙管理委員会 電話 08514-6-0101	
選挙管理委員会印	



西ノ島チャンネルからのお知らせ

町長及び町議会選挙における政見放送について

令和3年2月の西ノ島町議会議員一般選挙の執行に際して、候補者の主張や演説などを西ノ島チャンネルで放送してほしいというご意見が寄せられました。

国内の選挙では、立候補した候補者や政党がテレビやラジオを通じて、主義・主張・公約などを訴えることのできる「政見放送」と呼ばれる番組を放送することがあります。NHKなどで放送される国政選挙の政見放送をご覧になった方も多いと思います。

この政見放送は公職選挙法の規定に基づいて行われるものであり、現在のところ、国会議員及び都道府県知事の選挙でのみ放送することができるものです。

このため、西ノ島チャンネルで町長及び町議会議員選挙の政見放送を行うことは出来ませんので、ご理解頂きますようお願いいたします。

令和5年1月29日(日)は、 西ノ島町長選挙の投票日です！

投票ができる方

この選挙で投票できる方は、次の要件を満たす方です。

1. 令和5年1月29日現在で満18歳以上の方(平成17年1月30日までに生まれた方)
2. 西ノ島町に住所があり、引き続き3ヶ月以上住民登録されている方
(令和4年10月23日以前に住民登録された方)

投票日時

令和5年1月29日(日) 午前7時～午後6時まで

投票場所

投票区	投票施設	行政区	投票区	投票施設	行政区
第1投票区	宇賀交流施設	宇賀・倉ノ谷	第6投票区	大津集会所	大津、市部
第2投票区	物井公会堂	物井	第7投票区	船越公会堂	船越、小向
第3投票区	別府至誠館	別府・美田尻	第8投票区	西ノ島町水産総合ターミナルビル	浦郷
第4投票区	大山地区介護予防センター	大山	第9投票区	赤ノ江地区介護予防センター	赤ノ江・三度
第5投票区	波止集会所	波止	第10投票区	中央公民館珍崎分館	珍崎

※投票所は、郵送する入場券に記載してあります。投票所では、入場券をお忘れになった方でも本人であることの確認ができれば投票することができます。

投票所までの送迎(選挙当日)

倉ノ谷区・三度区につきましては、選挙投票日には、投票所までの移動が困難な方のため、下記の行程で無料送迎いたします。送迎をご利用される方は、三度・倉ノ谷のバス停へお集まりください。



三度 ⇄ 赤ノ江 区間(第9投票区)

- 三度発 9:00 → ●赤ノ江着 9:15 → 【投票】 → ●赤ノ江発 9:45 → ●三度着 10:00
- 三度発 14:00 → ●赤ノ江着 14:15 → 【投票】 → ●赤ノ江発 14:45 → ●三度着 15:00

倉ノ谷 ⇄ 宇賀 区間(第1投票区)

- 倉ノ谷発 11:00 → ●宇賀着 11:05 → 【投票】 → ●宇賀発 11:35 → ●倉ノ谷着 11:40
- 倉ノ谷発 16:00 → ●宇賀着 16:05 → 【投票】 → ●宇賀発 16:35 → ●倉ノ谷着 16:40